

岩共募発第 141 号
平成 30 年 7 月 9 日

市町村共同募金委員会事務局長 様

社会福祉法人岩手県共同募金会事務局長

「平成 30 年米原市竜巻災害義援金」の募集について

平成 30 年 6 月 29 日に発生した竜巻と推定される突風により、米原市において住家等へ大きな被害が発生しました。

滋賀県共同募金会では、被災者を支援することを目的に義援金募集を行うことになりましたのでお知らせします。

つきましては、次の事項に留意の上、貴会関係各所に対する周知をお願いします。

なお、寄せられた義援金は、米原市竜巻義援金募集・配分委員会を通じ被災者へ配分されます。

記

1 義援金の名称

平成 30 年米原市竜巻災害義援金

2 募集期間

平成 30 年 7 月 6 日（金）から平成 30 年 9 月 28 日（金）まで

3 義援金の受入先、領収書の発行等

別添「平成 30 年米原市竜巻災害義援金」募集要綱をご覧ください。

4 貴会に協力いただきたいこと

(1) 貴会管下関係各所への広報、周知

(2) 貴会に直接義援金が寄せられた場合の対応

① 貴会で受け入れた義援金は、随時本会の指定口座に送金してください。本会で取りまとめの上、滋賀県共同募金会に送金します。

② 寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望する場合は、滋賀県共同募金会の発行する領収書が必要となります。そのため、貴会からは領収書を「預り書」に訂正して渡していただくとともに、領収書発行に必要な事項を別紙名簿に記入の上、本会まで送付してください。

また、併せて、記載された個人情報に滋賀県共同募金会に通知することを寄付者にお伝えください。

③ 義援金の受入状況等について、別紙様式により、送金のつど本会に報告してください。

④ 寄付者名簿等に記載された個人情報は、適正に管理してください。

5 送金指定口座（本会寄付金サービス区分口座）

本会の振込依頼書を利用する場合は、裏面の通信欄に災害名称をご記入ください。（他の義援金と区別する必要があるため、必ず記入願います。）

[振込先]

金融機関名	店名	預金種別	口座番号	口座名義
岩手銀行	本店	普通預金	0002064	社会福祉法人 岩手県共同募金会
東北銀行	本店	普通預金	0000286	
北日本銀行	本店	普通預金	1609542	
盛岡信用金庫	本店	普通預金	0037928	

※ゆうちょ銀行を利用する場合

振替口座 02380-6-2020

社会福祉法人岩手県共同募金会

担当：高橋 佳奈子

電話：019-637-8887

FAX：019-637-9712

「平成30年米原市竜巻災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

1 趣旨

平成30年6月29日に滋賀県米原市において発生した竜巻と推定される突風により被害を受けた方を支援するため義援金を募集することが決定されました。

これを受けて、滋賀県共同募金会（以下「本会」という。）においても「平成30年米原市竜巻災害義援金」の募集を行うこととします。

2 義援金の名称

平成30年米原市竜巻災害義援金

3 受付期間

平成30年7月6日（金）から平成30年9月28日（金）まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
滋賀銀行	県庁支店	普通預金 523370	社会福祉法人 滋賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	口座記号番号 00980-4-195808		滋賀県共同募金会米原市竜巻災害義援金

※滋賀銀行本・支店間の窓口からの振込については、手数料は無料となります。

※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

※上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等からの振込については手数料が必要となります。

※義援物資の取扱はしていません。

5 義援金の配分

義援金については、「平成30年米原市竜巻災害義援金募集・配分委員会」が取りまとめ、配分基準に基づいて被災者に配分されることとなります。

6 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付してください。

後日領収書を発行いたします。

（平成30年7月6日制定）